

平成26年第 3 回定例会

(第 3 日)

平成26年 9 月 10 日

平成26年第3回平川市議会定例会議事日程（第3号） 平成26年9月10日（水）
午前10時開議

第1 一般質問

本日の議会に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（14名）

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	三浦純一	8	欠	15	欠
2	石田昭弘	9	工藤竹雄	16	欠
3	原田淳	10	對馬實	17	佐藤雄
4	桑田公憲	11	齋藤政子	18	齋藤英仁
5	工藤輝昭	12	—	19	欠
6	大川登	13	齋藤律子	20	欠
7	小野敬子	14	田中友彦	—	—

○欠席議員（5名）

8番 佐々木利正議員、15番 古川昭二議員、16番 成田敏昭議員、
19番 福土恵美子議員、20番 古川敏夫議員

○地方自治法第121条による出席者

職 名	氏 名	職 名	氏 名
市 長	長 尾 忠 行	会 計 管 理 者	菊 池 孝 夫
副 市 長	古 川 洋 文	農 業 委 員 会 事 務 局 長	須 藤 俊 弘
総 務 部 長	古 川 鉄 美	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	白 戸 照 夫
企 画 財 政 部 長	鳴 海 和 正	平 川 診 療 所 事 務 長	内 山 勝 徳
市 民 生 活 部 長	佐 藤 俊 英	碓 ヶ 関 診 療 所 事 務 長	鈴 木 浩
経 済 部 長	奈 良 進	監 査 委 員 事 務 局 長	小 山 内 功 治
建 設 部 長	櫻 庭 正 紀	教 育 委 員 会 委 員 長	内 山 浩 子
水 道 部 長	今 英 明	教 育 長	柴 田 正 人
尾 上 総 合 支 所 長	樋 口 正 博	農 業 委 員 会 会 長	古 川 寛 三
碓 ヶ 関 総 合 支 所 長	工 藤 久 富	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	内 山 久 人
教 育 委 員 会 事 務 局 長	芳 賀 秀 寿	代 表 監 査 委 員	古 川 敏 明

○出席事務局職員

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事 務 局 長	鳴 海 景 文	主 事	石 岡 奈 々 子
主 幹 兼 議 事 係 長	浅 原 勉	—	—

午前10時00分 開議

○議長
(田中友彦議員)

皆さん、おはようございます。
20番、古川敏夫議員より本日の会議を欠席する旨の届出がありました。
ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

第6席、11番、齋藤政子議員の一般質問を許します。

齋藤政子議員の一般質問の方法は、一括質問方式です。

齋藤政子議員の登壇を許可します。

11番、齋藤政子議員、登壇。

(齋藤政子議員登壇)

○11番

おはようございます。

(齋藤政子議員)

一般質問の2日目、6番目になりました齋藤政子です。

先に通告いたしました、1、豪雨災害の現状と今後の見通しについて、2、有害鳥獣の駆除と対策についての2点について、市長にお尋ねいたします。わかりやすく、そして御理解ある答弁をお願いいたします。

1、豪雨災害の現状と今後の見通しについてお尋ねいたします。

今年はその広島市の豪雨災害をはじめ、ゲリラ豪雨とか竜巻注意報が出たりするなど、異常気象の年のように思われます。考えてみますと近年、冷夏とか猛暑とかエルニーニョ現象、また近隣の市町村では竜巻被害があったりなど、毎年のように異常気象と言われるように思われます。

8月5日の21時から7日の23時まで降った雨の量は150ミリメートル。特に7日の7時から8時までの最大時間雨量は、32ミリメートルと聞いております。

農地の法面崩落などの農地災害は31件。そのうち27件は、平成25年の豪雨災害の復旧済みの箇所と聞いております。また、水路などの法面崩落などの農業施設災害は10件。そのうち6件が同じく復旧済みの箇所と聞いております。地区別でみますと、広船、尾崎、唐竹の3地区で全体の76%を占めております。

昨年、平成25年台風18号による豪雨は、9月16日、午前4時から午後7時までの降雨量134.5ミリメートルと聞いております。平川市となつてから最大の雨量と被害を受けました。9月17日には、13箇所の避難所を開設し、150人の避難者がありました。

農業関係の被害も畑が122箇所、水田33箇所、水路5箇所、農道37箇所など合計201箇所と聞いております。この件数も日数が経過してからの市民からの報告などもあり、実数と少し異なるかもしれません。

今回、土木関係は質問しておりませんが、道路関係でも247箇所被災したと聞いております。あれほどの災害を受け、復旧に対してすぐ着手したのもあれば、まだ手をつけていない所。また、せっかく復旧したのに法面などがまた崩れてしまった所があると聞いておりますが、その現在の状況と復旧の見通しなど教えてください。

復旧作業に対して私の提案ですが、土砂の片付けなど地域の人たちに手伝ってもらうことはできないのでしょうか。いわゆる救援土木です。景気が低迷している中、若い人や中年の人など働く場がなくて、困っている人がいっぱいおります。時期や仕事内容によっては、大変助かると思います。救援土木に対して、市長のお考えをお聞かせください。

2の有害鳥獣の駆除と対策についてお尋ねいたします。

昨年はハクビシンの被害と駆除について尋ねましたが、今回は主に猿と熊の駆除と対策についてお尋ねいたします。

6月議会の終了後、小国・葛川地区を含む東部地区から、猿が出てきて困っている、なんとかならないかという相談がありました。早い時期から野菜畑にあらわれ、大根・ニンジンを引き抜く。また、畑の中を自

由に走りまわるので大変に困っている。まだハクビシンのほうがかわいかった。そのことで何人かの人に聞いてみました。広船や唐竹方面にも猿が出てきているそうです。まだリンゴには被害がないようですが、リンゴの味を知ってしまえば、被害はあっという間に広がってしまうのではないか。

また、広船や唐竹地区の野菜畑では、スイカ、メロン、トウモロコシ、カボチャなど相当な被害があるようです。しかし、何による被害かまだはっきりしないようです。また熊も例年より大分里に近い所までおりてきているようです。

東部地区には猿の被害が相当多いようです。熊もメロンやスイカやリンゴなどの味をしめてしまうと香りのしないものは食べない。リンゴもいくら色づいても香りがついてきてから食べるという実態のようです。唐竹で被害を受けたトウモロコシに相当の被害を受けた方も、猿なのか、しかし、熊なのか。熊なら恐ろしい。何の被害がよくわからない。でも直売所の会員の人に聞きますと、相当の人が被害を受けているようです。

面積別に言いますと相当数が上がってこないかもしれませんが、個人的には相当やられているということでした。特に広船、唐竹地区のほうに多くみられます。リンゴに手をかけないように願っておりますが、リンゴの味をしめるとどうなるのかなと会員の方はいっぱい言っております。

この有害鳥獣に対して、今回は東部地区では猿の被害が多くあらわれております。お盆を過ぎて十和田方面に行ってみますと、野菜を売っている所で、「猿にとられるより前にとりました」という紙が貼られて、少し小ぶりの野菜がいっぱい置いておりました。ですから相当広範囲において被害があったと思います。

これに対して市ではどのように考え、駆除と対策についてどのように考えているかお聞かせください。わかりやすく、御理解ある答弁をぜひお願いいたします。

これで壇上からの質問を終わります。ありがとうございました。

(齋藤政子議員降壇)

○議長

地震きているそうです。

地震だそうですから、ちょっと待ってください。

暫時休憩。

午前10時10分 休憩

午前10時11分 開議

○議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいまの質問に対し、理事者の答弁を求めます。

○市長
(長尾忠行)

市長、登壇。

(市長登壇)

おはようございます。

齋藤政子議員の御質問にお答えをいたします。

齋藤議員御指摘のように、近年のこの気象状況は異常気象というより、毎年異常気象が起こっているような状況にあるのではないかなというふうに思います。

地球温暖化の影響があると思われませんが、なかなかこの地球規模的な気象災害に対応できるというのは難しいものがあります。しかし、最低限の対処っていうのは、していかなければならないのではないかなというふうなことは考えております。

最初に、平成25年、昨年発生した台風第18号災害の復旧状況であります。農林災害の被害総括として、農林課所管分が429件、県所管分が3件、自力復旧分が266件、合計698件となっております。

この中で、農林課所管429件については、農地が290件、農業用施設が139件であり、復旧事業費は約3億8,000万円であります。現在の進捗率は、農地の完了が259件、農業用施設の完了が123件であり、全体の89%となっております。

次に、本年8月6日から7日にかけての豪雨による被災状況であります。農地が32件、農業用施設が10件、合計42件となっております。復旧については、その予算を今回の補正予算に計上しておりますので、議決後に順次発注することとなります。

最後に、復旧業務の一端に市民が携わり、いくらかでも収入の糧となるようなことはできないのかということですが、救援土木というお話をいただきました。平成3年の台風19号のとき救援土木が行われたというふうに記憶しております。ただ、あのときの作業は水路の泥上げとかそういう簡単な作業で、いわゆる被災した方々の農家の少しでも助けになればということで、そういうふうな救援土木が行われたというふうに私は認識しております。

今回の復旧業務は、維持修繕的なだれでも簡単にできる作業とは違い、専門的にかつ危険を伴う業務でありますので、建設業者に委託するのが妥当であるというふうに考えております。復旧の進捗率も90%近くとなりましたので、現在の体制で早期完了を目指すことで御理解をいただきたいと考えております。

次に、有害鳥獣の駆除と対策についてであります。

鳥獣による農作物被害については、環境条件や気象条件等が要因となり、中山間地域を中心に深刻化しており、営農意欲の低下を招いている状況となっております。

御質問の猿及び熊による被害の状況については、地元住民や農協から被害の報告と捕獲申請をいただいておりますので、その辺のところは十

分に把握はいたしております。

市としては、被害状況を調査したうえで捕獲許可をし、猟友会にお願いしているところではありますが、今年度の許可件数としては、平賀東部地区が5件、碓ヶ関地区が3件、平賀西部及び尾上地区が1件となっております。

被害の防止対策ということではありますが、特効薬的なことはありませんので、農作物の残（ごん）さの除去、農地の囲い柵の設置、追い払い等を地域ぐるみで行うようPRした上で、捕獲による個体数の管理を行って、被害防止を図ってまいりますので御理解をお願いします。

私からは以上であります。

(市長降壇)

11番、齋藤政子議員。

1番の災害についてのことですが、ぜひ忘れないで言うておこうと思ったことがあります。昨年の災害のあとですね、全職員が協力体制をとって、本当に一生懸命頑張って、そのあと農林課の人たちが非常に大変な思いをしているということでしたので、内情は大分聞いてわかっているつもりですので、農林課の職員に本当に御苦労さまですと。今後も頑張ってくださいということをおきたいと思っております。どうぞお伝えください。よろしくお願いします。

それで質問ですが、いま市長が早期完了を目指しておりますと言っておりましたけれども、昨年の事業もまだ残っているような感じもしますけれども、どういう状態で、どれぐらい残っているのか。

それで総合的に昨年の残ったのと、今年のでどれぐらいの時期までかかるのか、それに対して地元の人たちにきちんと説明がなされてるのかお聞きいたします。

市長。

まず、齋藤議員から御指摘がありました職員のことにしまして、お礼と言いますか、御配慮に感謝を申し上げたいと思っております。

昨年の災害のあと、農林課のみならず土木課、まだいまだにその災害復旧のための作業を続けておまして、先週あたりも日曜日も出て作業を続けております。

非常に箇所数の多い災害でありましたので、職員は本当に苦労して連日の現場へ行って、災害のあとの復旧のための工事に関しても現場を見たりしながら、復旧状況を見たりしながら、そのあと日常の自分に与えられた仕事等をしなければならないので、非常に苦労したというのは聞いておりますし、またできうれば災害に対応したセクショナル的なのを設けていただけないかという話もありました。

これから、いま職員の定数を削減して非常に厳しい状況の中、しかも技術職が少ないという状況の中で、今後こういうふうな災害が起きた場合はどういうふうに対処したらいいのか、これからも検討して場を重ね

○議長

○11番

(齋藤政子議員)

○議長

○市長

(長尾忠行)

てまいりたいと思いますし、議員から御指摘があったことに関しましては、感謝を申し上げたいと思います。

細かなことについては、経済部長より答弁させていただきます。

○議長

経済部長。

○経済部長
(奈良 進)

先ほど市長が、関係箇所数が429件と申しました。そのうちの発注済みのところは410件であります。残り19件ですが、これいまこれから収穫が迎えますので、その収穫が終わらないうち工事ができない箇所。例えば、重機が通れずにしかたなく枝を落とさないといけないと。まだそこにはリンゴが付いていますから工事ができないと。そういうふうな状況で19件がまだ未発注です。

この発注した410件ですが、これ現場が完成したものが387件。ですから、ごめんなさい、これ実は私がいま申しましたのは9月8日現在でありますので、実は市長が先ほど答弁いたしました90%にまだ満たないと申しましたが、いまこの比率でいきますと90.2%が進捗しております。ということであります。

ということで、農作物の収穫が終わるまで工事発注ができないものもありますが、それが収穫終わり次第、またすぐ工事をすると。ということで進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長

11番、齋藤政子議員。

○11番

はい。

(齋藤政子議員)

いまの数字は細かく調べてもらってありがとうございました。昨年と今年もすべて合わせた分が90.2%完了というふうに考えてよろしいですよ。

○議長

経済部長。

○経済部長
(奈良 進)

いま申しましたのは、これ平成25年度の災害の分です。

このあと今年度は、8月の6日、7日。それから22日、それから30日と。というふうに今年度もこの8月に大分豪雨がありました。この分につきましては、先ほど市長が答弁いたしましたものは、6日、7日の分でありますので、これに22日の分、それから30日の分、両日で10件追加になりまして全部で52件の被災の箇所があったと。ということでございます。

○議長

11番、齋藤政子議員。

○11番

ありがとうございました。しっかりわかりました。

(齋藤政子議員)

それですすね、この大雨とか災害とか豪雨とかこういうのは、日本国中被害だらけで、いろいろ行政が対処していると思いますけれども、いろんなところにこう……、いろんなところって何箇所か聞いてみたんですけれども、やり方とか、「ああ、そういうやり方もあるのか。」とか、「こういうふうにやっている所もあるのか。」っていうふうに聞いたんですけれども、そういう情報とかは聞いたことがありますか。

それとも自分たちでこういろいろ探してみたりとか、そういうのやっ

てみたことありますでしょうか。知ってますでしょうか。どういうふう
に聞いていいのがわかりませんが、お願いします。

○議長

経済部長。

○経済部長
(奈良 進)

まず国の補助がある事業につきましては、非常に高率な補助でありますので国の財務省からですね査定に入ります。こういうふうな工法でやりたいと思っておりますがどうでしょうか。というふうなことで、工事の施工方法等の提案をいたしますと、財務省の査定官がこの方法じゃあちょっと金がかかりすぎるとか、いろんな指導が入ります。したがって基本的には財務省の査定官の指導に従うというふうなことで、行くしかない状況であります。

市が単独でやる場合は、土木技師がそれぞれの知識で持っている施工方法等を内部で協議いたしまして進めていくと。ということで非常に箇所数が多いわけですから、他の事例等の調べた結果を反映させるというふうなことはしておりません。以上です。

○議長

11番、齋藤政子議員。

○11番
(齋藤政子議員)

私が今回、救援土木ですね、結局は地域の人に少し還元したらいいのではないかという趣旨で、今回、これも取り上げまして、市長にあっさり断られましたけれども。

その現場、現場でみんな違うんでしょうし、確かに危険だつてば危険。私、そういうの全部把握しておりませんので、わかりませんが、もしも、そういうふうなその土地の人とか、救援土木の趣旨でもしやれることがあったら、ぜひそれを取り上げてやってほしいと思います。

次に、猿と熊のほうでちょっとお尋ねをいたします。

猿は本当に広範囲にわたってずっと出てきているみたいで、広船、唐竹のほうにも猿が出てきているということ、聞いたことがありますでしょうか。市長、地元ですので、どうぞお願いします。

○議長

市長。

○市長
(長尾忠行)

猿のみならず、熊、それからカモシカ等は出ているのは、聞いております。

○議長

11番、齋藤政子議員。

○11番
(齋藤政子議員)

東部地区は、先ほど十和田方面のずうっと城ヶ倉の橋の近くの野菜売っている所に、猿よりも早くとりましたので野菜は小さいって書いておりました、私も思わず笑うどごしましたけれども、やっぱりこごまで全部猿来てるんだなあと思いました。

相当悪さしているみたいで、「おめだじのどごさ猿出てらっきゃ。」って言ったって、絶対もういるわけでもないし、なんぼでも野菜畑はねで歩いてるんで、それもエンジンとか大根もなんぼでもぬぐんだけども、食べるわけでもなんでもないし。

もう完全に手こずってしまって、猟友会に何件とかって許可出してるってしたけども、バンバンってやったって当たるわけでもないし、おど

がせばずうっとむごうのほうで笑っているようなもんだと言っていましたけれども、このことについて農協などで調べれば全体の反別からみれば被害の面積とかが、何パーセントとか本当に少なくなってしまうんでしようけれども、やられている所は相当やられているみたいです。

前回のハクビシンのことで、いろいろ努力していただきまして、いろいろやったんですけれども、そのカゴとかなんとか私、実物は見てませんけれども、どれぐらいつくって、いまそれに活用しているのか、その実態のところを少しお知らせください。

○議長

経済部長。

○経済部長
(奈良 進)

熊の捕獲するための檻ですが、仕掛けが三つあります。それから、わりと小動物、例えば狸だとかアナグマだとかそういうもののちょっとサイズの小さいものですね、それは五つ。25年度、4年度、ちょっと年度忘れましたが購入いたしまして、猟友会の方、これ駆除する人には免許ないといけないものですから、猟友会等にお貸しして駆除をお願いすると。というふうな方法とっております。

○議長

11番、齋藤政子議員。

○11番
(齋藤政子議員)

この猿に関しては、この辺、中南地方でもいろいろ困っていて、対策をしているんなことをやっているのがすぐ近くにありますが、市町村が。そういうところの、まだそこまで農林課が進んでいるのかどうかわかりませんが、電流を流した柵をやれば下くぐってくるとかって、いろいろ地元の人は言ってますけれども。

早い話が西目屋ですかあちらのほうには、猿が来てもう農家の人はほほど手を焼いているようですが、そういう人たちがどういう駆除をしているのか、どれぐらいの効果があるのか、どういうもんなのか少しそういうのも聞いてみて、取り入れて欲しいなと思っております。まだそこまではやっていないのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長

経済部長。

○経済部長
(奈良 進)

猿が一番手ごわい相手ですね。有害鳥獣の駆除に関する法律は、これ実は二枚合わせでありまして、有害鳥獣の駆除及び鳥獣を保護するという法律でありますので、実はこの猿に関しては、そう簡単に駆除できなくてですね、捕まえたものを例えば唐辛子スプレーで、ここにくればこういうひどい目にあうぞと。ということで遠隔地に放してくるとか、そういうことが我々のできることなんであります。そういうことはしております。

他の市町村の例ですが、例えば漁業の網ですね、それですっぱり蚊帳みたいに覆ってしまうとか、あとはロケット花火を欲しい人に差し上げて、それでおっぱらってもらおうと。というふうなことをやっている市町村もございます。大体深浦等の例を見れば、そういう感じで対応しているということは調べております。

○議長

11番、齋藤政子議員。

○11番
(齋藤政子議員)

猿のこれは非常に難しいと思いますが、これでおさまるとも思いませんし、これからまた秋もそうでしょうし、来年になればまたあっちの東部地区は、あれも出る、これも出るってまるで動物園のように、みんだごともないような動物もいっぱい出るようですけども、一生懸命頑張ってほしいと思います。

ハクビシンのときもいろいろ檻とかも使って捕えたり、いろいろやっただきましたので、これからもいろいろ災害のほうもありますし、大変だとは思いますが、豪雨のほうもなるべく早急に対応してくださることと、猿のほうも忘れないでぜひ一生懸命頑張ってほしいと思います。

これで、私の一般質問を終わります。

○議長

11番、齋藤政子議員の一般質問は終了いたしました。

第7席、5番、工藤輝昭議員の一般質問を許します。

工藤輝昭議員の一般質問の方法は、一問一答方式です。

自席において工藤輝昭議員の一般質問を許可します。

5番、工藤輝昭議員。

○5番
(工藤輝昭議員)

議長の許可を得ました、議席番号5番の工藤輝昭です。

それでは通告に従って一般質問を行います。

一番目の質問は、雪対策についてお尋ねします。

①は、市開設の雪置き場についてです。間もなく雪が降ります。平川市としましても雪対策については、御苦労が絶えないことと思います。

そこでお尋ねをします。平成24年度まで第2期平賀総合運動施設整備予定地を雪置き場として使用していたが、平賀地域で今後代替地を考えているのかお知らせください。市長、答弁をお願いします。

②は、通学路の除排雪についてお尋ねをします。毎年、雪により通学路が狭くなり危険にさらされている箇所、八幡崎地区等があります。平川市の除雪体制はどうなっているのかお知らせください。市長、教育長、答弁をお願いします。

○議長

市長、自席で答弁願います。

○市長

工藤輝昭議員の御質問にお答えをいたします。

(長尾忠行)

まず、雪対策についてであります。議員御質問の、平賀地域の雪置き場の確保を検討しているかとのことですが、平川市では、現在、雪置き場として、黒石市の浅瀬石川河川敷、日沼の平川河川敷、碓ヶ関地域の平川河川敷2箇所の計4箇所を開設しております。

御指摘の平賀地域の雪置き場の確保でございますが、いままで使用していた平賀ドーム隣接の雪置き場につきましては、豪雪時のみの開設としており、今後は第2期平賀総合運動施設整備事業着手に伴い、使用できなくなります。

代替地の確保ということですが、雪置き場としてのスペースを確保となれば、それなりの面積を必要とします。また、雪を積載した大型車の通行となれば、道路幅員が確保できる道路などが条件となります。

これらを満たす場所につきましては、現在、候補地を検討しておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、通学路の除排雪についてであります。議員御指摘の平川市の除雪体制ということですが、当市では毎年除雪事業計画を策定し、11月にホームページで公表しているところであります。

冬期間、除雪により道路交通が阻害され、地域の産業活動や生活に支障を及ぼさないよう早朝除雪を目標とし、路線バス、一般車両等の交通に支障をきたさないよう作業を行っております。

出動基準といたしましては、降雪量が10センチ以上としておりますが、降雪状況、気象情報等により、断続的に雪が降り続くことが予想される場合や、地吹雪等により交通に支障を及ぼすと判断された場合は、出動することもあります。

昨年度の実績でございますが、除雪延長300.8キロメートルを49工区に分けて実施しました。また、歩道除雪につきましても、36.7キロメートルを実施しており、その中には、県の管理道路であっても当市で実施している箇所もあり、通学道路を主体とした早期除雪を行い、歩道の安全の確保に努めておりますので、御理解のほどよろしくをお願いいたします。

その他につきましては、教育長より答弁させます。

教育長、自席で答弁願います。

御質問の冬場の通学路の安全確保のための対策についてお答えいたします。

道路全般の除排雪につきましては、県道・市道それぞれの道路管理者が、一定の基準に基づき実施しています。

通学路につきましては、平成24年度におきまして警察署、県民局等の関係機関と合同点検をし、危険箇所の確認をしており、道路が狭い箇所や見通しが悪い箇所などに、電柱に注意を促す看板を設置するなどして、交通安全への周知をしております。

冬場の通学路の安全確保につきましては、雪によりますます道幅が狭くなり危険度が高まることから、学校・PTAには通学路の点検をお願いし、危険度の高い場所は緊急に除雪、排雪をすることで対応しているところでございます。

教育委員会といたしましても、冬場の道路状況について状況把握に努めるとともに、土木課や関係機関と連携・協力しながら、児童生徒の安全確保を図ってまいりたいと考えています。以上でございます。

5番、工藤輝昭議員。

教育長にお尋ねしますが、はたして去年はなんか送り迎えしているのかなんとかなかったですか。父兄が子どもたちを心配して。

教育長。

詳しいことにつきましては、事務局長のほうから答えさせていただきますので。

○議長
○教育長
(柴田正人)

○議長
○5番
(工藤輝昭議員)
○議長
○教育長
(柴田正人)

○議長

○教育委員会事務局長（芳賀秀寿）

教育委員会事務局長。

ただいま工藤議員から、学校が父兄に車での送迎をさせて、あるいはお願いしたことがないかという質問でございますが、私どもにつきましては、登下校につきましては降雪状況を見ながら、先ほど教育長が申し上げましたように学校及びPTAに点検をお願いしながら、実際に危険な箇所がある場合は私どもも実際はそこに出向いてみます。

ただし、車での送迎というのを学校でお願いするというのは、これは学校長の判断によりまして、私どもの教育委員会のほうからは、そういうことをしてくださいとか、あるいは望ましいとか、そういった指示等は出しておりません。

○議長

○5番
（工藤輝昭議員）

5番、工藤輝昭議員。

ありがとうございました。

それでは、2番目の質問に入ります。2番目は、介護保険制度についてお尋ねいたします。

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律が成立し、介護保険は創設以来の大改正がされることになりました。

市では、来年度から始まる介護保険事業第6期に備え、その計画を策定中のことと思っております。今回の改正では、これまでの介護保険事業を踏襲するというよりも、これまでの仕組みの見直しを求められていると思うところであります。

第6期介護保険事業計画の策定に向け、審議会を設けているところもあると聞きますが、当市ではどのようにして民意を計画に反映させようとしているのかお知らせください。

また、計画の方向性及び進捗状況を合わせて市長にお尋ねをします。市長、答弁をお願いします。

○議長

○市長
（長尾忠行）

市長、自席で答弁願います。

工藤議員の介護保険制度について、お答えをいたします。

第6期介護保険事業計画は、第5期から開始した地域包括ケアシステム構築の取り組みを本格化するとともに、平成27年度からの3年間にとどまらず、団塊の世代が75歳になる平成37年度を見据え、よく2025年問題と言われますが、それを見据え中長期的な視点での施策を策定するものであります。

サービス水準や給付費、保険料水準の推計を盛り込むとともに、医療・介護連携や認知症への早期対応など必要な体制整備を求められています。

市では、第6期の計画策定にあたり、高齢者や地域の意向を反映することを目的として、6月に市内65歳以上の高齢者1,000人に「生活実態に関する104項目のアンケート」を実施しており、現在はアンケート結果の分析を行っているところであります。

さらに、市民の意見を広く求めるため、計画の素案段階から、保健、

医療、福祉関係者及び被保険者等を構成委員とする平川市介護保険等運営協議会に内容の審議をお願いしてまいります。

今後とも効果的、効率的サービス提供ができるよう努めてまいりますので、どうか工藤議員にも御理解をいただきたいと思っております。

○議長
○5番
(工藤輝昭議員)

5番、工藤輝昭議員。

ありがとうございました。

3番目の質問に入ります。

3番目は、消費税増税について。生活保護受給者の暮らしについて。平成25年8月からの段階的な保護基準額の引き下げと、消費税の増税に伴い、被保護世帯の暮らしはますます厳しくなっています。

夏の暑い時期の入浴についても、回数を減らすなど制限をしています。生活保護制度は国の制度とはいえ、当市の豊富な温泉資源を利用した無料券の活用による、課税等に対する何らかの支援は考えられないか、市長にお伺いいたします。

○議長
○市長
(長尾忠行)

市長。

生活保護制度に関してであります。消費税の増税によって生活保護世帯の負担は、非常に苦しくなっていくことは予測されることであります。

この生活保護制度は、最低限度の生活を保障するものであります。受給者の方々が自立されるまで支援するという暫定的な制度であります。議員御指摘の昨年の保護基準額の引き下げと、今年4月からの消費税増税に伴う受給者への影響につきましては、消費税相当分について保護基準額の引き下げが緩和された措置がとられております。

また、御質問の温泉資源を利用した無料券の活用による生活保護受給者への支援についてということですが、現在、活用できる制度として、65歳以上の方が無料で利用できる平川市高齢者ふれあいセンター及び地域福祉センターの温泉を活用していただければと思っておりますので、御理解をお願いいたします。以上であります。

○議長
○5番
(工藤輝昭議員)

5番、工藤輝昭議員。

ただいまの市長の御答弁、ありがとうございました。

それでは再質問を行います。生活保護というのはどれぐらいの人、65歳以上とがなんとがって言いますけれど、そういうものじゃないと思えますけれど。もっともっと苦しい人は、いっぱいいると思うんですけど、そういうのどんですか。

○議長
○市長
(長尾忠行)

市長。

工藤議員からいま生活保護を受ける人、65歳以上の方のみじゃないというふうな御指摘でございましたが、確かにそうでございます。生活保護には基準がございます。その詳しい基準については担当部長からお答えさせていただきますが、ちなみに現在、平成25年度末における平川市の生活保護世帯は425世帯、被保護人員数は554人となっております。

- 議長
- 市民生活部長
(佐藤俊英)

それらの方々が受給されているというようなことでございます。

市民生活部長。

生活保護費の支給につきましては、本人の所得、それから資産、それらを勘案しまして、最低限必要な金額に足りなかった場合、その分を御支払いするというもので、支給には生活扶助とか、住宅扶助、それから教育扶助等いろいろございます。

ですので、個々の資産、それから手持ちのお金、それらで生活保護費というのは決定になります。以上でございます。

- 議長
- 5番
(工藤輝昭議員)

5番、工藤輝昭議員。

市長にお伺いしますが、御風呂はなぜ減らすんでしょうね。夏の暑いときにいがないきゃいけないんですよ。毎日行かないきゃいけないのを減らすんですよ。そういうのがあってますかな。

- 議長
- 市長
(長尾忠行)

市長。

工藤議員、ちょっと確認させていただきませんが、65歳以下の人でも無料で入浴できるような制度にして欲しいというようなことでございますか。

(「そういうことです」と呼ぶ者あり)

- 市長
(長尾忠行)

もともと、私が認識している範囲の中では、この平川市の無料で入浴できるこの制度というのは、高齢者に対する支援制度としてできたものだというふうに認識しております。

当時、いまから18年か19年ぐらい前にできたのかなというふうに思っていますが、無料での入浴をさせるために地域の温泉旅館とか、そういうところとのいろんな調合を、旧平賀町の場合は調和を図るために、その支援として出したお金の中で、平川市のいま行っている入浴ラリーができたというふうに認識しております。

ですから、そういう高齢者に対する支援という形での無料の入浴というような形を、旧平賀町ではとってそれがいまだに続いているように認識しております。

ただ、65歳以下の方まで広げるとなると、なかなかあすこの施設も小さい浴場でありまして、そう簡単に、それ以上の方々が行くようになるとなかなか対応、特にいま温泉の量も少ないという、少なくなってきたというふうに聞いておりますので、そのローテーションを組むとか、その辺のところは、かなり大変な状況が生じるのではないかなというふうに思っております。

ですから、いまの段階で65歳以下の方にも無料で入浴させるという状況にはないように認識しております。

- 議長
- 5番
(工藤輝昭議員)
- 議長

5番、工藤輝昭議員。

ありがとうございました。

これで一般質問を終わります。

5番、工藤輝昭議員の一般質問は終了しました。

11時5分まで休憩いたします。

午前10時52分 休憩

午前11時5分 開議

○議長

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

第8席、18番、齋藤英仁議員の一般質問を許します。

齋藤英仁議員の一般質問の方法は、一括質問方式です。

齋藤英仁議員の登壇を許可します。

18番、齋藤英仁議員、登壇。

(齋藤英仁議員登壇)

○18番

(齋藤英仁議員)

ただいま議長より指名いただきました、私、18番の齋藤英仁でございます。

先の平川市議会議員補欠選挙において、私は市民の皆さまに対してある約束をいたしました。それは当選後の議会において、住民自治の基本条例をつくるという約束であります。本日はそのことを踏まえ、質問をさせていただきます。大きくタイトルには、自治基本条例。括弧で住民基本条例についてであります。

さて本日は、大きく分けて三つの事柄についてお話していこうかと思っております。

一つ目は、ちまた間に取りざたされております平川市長選挙違反事件について。問題の所在はどこにあったのかの分析であります。

二つ目は、その問題を解決するための提案です。

三つ目は、この提案に対する市長の見解を問い、また実現可能性や実現するための課題・準備などについて問うお話であります。

この事件に関しては、ここに会する私たちすべてが関係者であるという特別な意味に加え、加熱した報道の影響などもあり、ひととき冷静な判断が難しい状況にありました。

本日は私たちの未来のため、忌憚のなき意見の交換を皆さまとしたいと考えております。

ではまず一点目、平川市長選挙違反事件。これについての分析であります。

先だって、今回の補欠選挙で選ばれた一部の議員より、議員報酬の特例に関する条例案なるものが上程されました。その提案理由を要約しますと、「平川市議会は全国的に汚名を広め、市民に多大な不信と不安を与えた。よって私たち議員が言葉だけの謝罪をするだけでなく、議員報酬を減額し行動で謝意を表わすべきである。」というものであります。

この削減案に対する一部新聞報道を見ても、市民の声を載せつつ、肯定的な記事が並んでいるようでした。この状況を前に私が感じたものは、議会に対する市民の信頼を取り戻さねばならないとする真情はよしとす

るも、削減案の前提にも、信頼回復の手段にも、甚だしい誤解があるというものでした。

まずはこの条例案を題材にして、違反事件の分析をしてみたいと思います。まず大前提となるのは、「違反事件を起こしたのは平川市議会ではない」という単純な事実であります。

市議会が汚名を広めたわけではありません。言いにくい言葉ではありますが、過まちを犯した元議員の人たちが市議会に泥を塗った。ただそれだけの事実ではないでしょうか。現に元議員の一人から私に、「迷惑かけだじゃ。」という言葉があったことも事実であります。それを聞いて私は涙しました。

こんなシンプルな事実を、ありのままに受け入れられない人が多いようです。人間は自分の理解を超えるような事態に遭遇したとき、大なり小なりパニックに陥ち入ります。そして安心したいがゆえに、納得できる理由を納得できるまで探すものです。

そして、全議員20人中なんと15人が逮捕というこの違反事件では、多くの人がパニックになり、「なんでこんなことが起きるのだ。」、「何が悪かったのか。」、「なぜうちだけなんだ。」、必死になって理由探しが始まったのだと思います。

そして多くの人が、「きっと平川市議会に、なにか問題があったのではないのか。」で納得したのかもしれない。しかし、皆さん、冷静に考えてみてください、罪は法を犯した者にあるのです。ルールを破った者が責めを負い、謝罪をし、償えばよいのではないのでしょうか。

ただ二義的には犯罪を未然に、防犯の立場として、市議会に何ができるのだろうか。これを検討することは大いに意義があるとしても、だからといって市議会という自然人ではない組織に責任を被せることで、批判の口封じをするために議会人が逃げているは、何も解決はしません。

一部新聞報道にあったように、議員報酬を下げれば納得するかのとき市民が、平川市の多数派であるとは私は思いません。我が平川市民が求めているのは、市民の代表者として市政を精査・運営していく真つ当な議員の姿であり、私たち議会人はそこから一時も逃げてはならないのであります。

議会への市民の信頼を取り戻したいのなら、我が平川市民を辱かしめてはなりません。まずは市民を信じることから歩き出さなければ、我々議会人は一步も前へは進めません。

金で起きた問題を金で解決しようとする発想は、あまりに筋が悪すぎるのではないのでしょうか。では、この違反事件で私が問題と思ったのはどこか、これから本題に入ります。

この違反事件によって起きたもろもろのできごとのうちの……

齋藤英仁議員。

通告外の文章が長すぎますので、短めにお願いします。

○議長

○18番

(齋藤英仁議員)

はい、急ぎます。

うちの最大の問題点は、多数の逮捕者により満足な議会運営が不可能になり、常任委員会も休会となる事態に至った状態で、議会の解散ができなかったことにあるのではないのでしょうか。

十全に機能しない議会は、やはりその時点で解散すべきであったというのが私の考えであります。

しかし、ここで説明が必要な点が二つあります。一つは承知の通り、地方公共団体の議会の解散に関する特例法に、解散の要件として、地方議員の4分の3以上の者が出席し、その5分の4以上の者の賛成とあり、今回のような多数の逮捕者が出た場合を、法律の法そのものが予見していない点であります。

いま一つは、なんら法を犯していない残りの議員が、自主的に全員で辞職できなかったのかとする声の一部にあるようですが、これは責められるべき問題ではありません。

市政全体を考えて解散して欲しいとする市民の声に心情的には同意できるとしても、彼ら残された議員も一人ひとり、己の信ずるところによって立ち、自ら議会を放り出してよいのか。こんな状況だからこそ成すべき仕事があるのではないかと、葛藤したのではないのでしょうか。

ではこの議会の解散をどうすればできたのか。次はその方法と手段について提案いたします。

もしあの時、残された議員たちに対して、市民からの解散の提案なり勧告なりが、なんらかの公式ルートで伝えられていたなら、結果はどうなっていたのだろうか、よく私は考えます。

その役割は、市長をはじめとする行政には決してできません。つまり市民の声を伝えるための、議会とは別ルートの機関や仕組みが必要だということでもあります。そう考えたとき、私たちの行政や議会のさまざまな場面で、選挙を通した間接民主制が苦手としている事柄が、ほかにもあることに気づくのではないのでしょうか。

今回のような議会人自らの進退に係る事柄はもとより、自分たちの間違いも含めてオープンにしなければならない行政の情報公開問題。

また、選挙制度では圧倒的な弱者である「子どもの問題」などでもあります。

批判を恐れずに言わせてもらえば、議会人も、執行機関の長である市長も、一義的には支援してくれた人たちの代弁者であることは否定できませんから、議員や市長が民意の代弁者とはいっても、見える民意の範囲は想像以上に狭いものではないのでしょうか。

例えば、私が先般の補欠選挙でいただいた1,010票は、全有権者数の4%弱、子どもを含めた全市民の3%にすぎません。ですから市長や議会人は、各人が全体の残りの民意をそんたくして、全体の方向を手探りしながら行動していくわけではないのでしょうか。

であるとすれば、これら市長を代表とする執行機関や議会に対する提言機関として、全体の民意を伝える仕組みやルールが必要であろうと、私は考えているのであります。

皆さんは、どのようなものがその仕組みに最適だとお考えでしょう。この問いかけに答えるヒントとして、近年、地方分権の議論とともに大きな広がりを見せているものの一つに、自治基本条例というものがあります。

先ごろ、弘前市の中間報告が新聞に掲載されたものをご覧になった方もあるかと思いますが、いわゆる自治体の憲法と呼ばれるまちづくりのルール集であり、住民投票までも視野に入れた住民参加を柱とする住民自治の制度であります。

このように教科書的な説明だけを並べると、いいじゃないかそれはとなりそうな話ですが、このままでは我が平川市に現状そぐわないと私は考えています。そのままでは選択できない理由はいくつかあるのですが、他の自治体の自治基本条例を見ていくと、皆さんもすぐに気づくと思います。

条例の前文の部分は、どれを見ても地域色豊かな自治の理念や理想がうたわれているのですが、いわゆる本体部分の条文については、まるでコピーしたかのような全国共通版になっているというところが少なくありません。

これはある意味仕方のないことなのかもしれません。失礼を承知であけすけと言わせてもらえば、自治体の規模に対して求められる立法能力が高すぎることにあると思われまます。

また、まちづくりに参加する住民の側を見ても、いわゆる自治条例をそのまま現在の平川市に当てはめるにはいくつかの問題点を感じます。

選挙のような信任プロセスを通過していない人を民意の代表としていいのか。なにがしかの資格で選別していない人を民意の代表としていいのか。といった原理原則的な部分もしかりですが、なにより多種多様な意見や利害を集約するトレーニングも経験も保証されていないことでもあります。

以上の理由から、いきなり大きな風呂敷を広げるのではなく、まずは目の前の問題から、小さな一歩から、住民参加のチャレンジをしてみましよう、私は提言するものであります。

行政もまた議会も、そして市民も、できるところからはじめてみませんか。手始めの条例立法作業で行政にミスや漏れがあるかもしれない。手始めの住民参加で意見が集約できないかもしれない。それでもいいと私は思います。私たちはともに学んで行こうではありませんか、皆さん。

では、どんな仕掛けで住民参加を実現するのか、どうやって民意総体の提言を目指せばいいのか。これまでに述べてきた条件を、比較的にクリアできる存在は私は各町会の長、いわゆる町会長であると私は考えて

います。

なぜなら日々、各町会での意見集約という役目を担い、選挙を経ずとも住民からの一定の信任をすでに得ております。1町会に1人の代表という仕組みは、アメリカ合衆国上院をイメージすると理解しやすいかと思われま

す。詳細な権限や、委員会・審議会制度などの細かなルールは今後の課題とするとして、市長や議会に対して助言や提案・同意を求める人選の入口として、適任ではないかと考えています。

さて、ここまで私の提案にお付き合いいただいた最後として、これら平川市の住民自治の仕組みに対する市長の見解をお伺いいたします。

現在の間接民主制の弱点や盲点を補う、住民参加の仕掛けとして、どのようなものをお考えおられるのか。いわゆる自治基本条例なのか。そもそも必要性を感じてないのか。率直な御意見を賜りたいと思います。

また、私の提案に興味を感じていただけた場合に、実際の条例化に際してどのような課題があるのか、超えるべきハードルは那邊（なへん）にあるのか。技術的な問題点があればそれもお伺いをいたし、この場からの質問を終わります。

（齋藤英仁議員降壇）

○議長

ただいまの質問に対し、理事者の答弁を求めます。

市長、登壇。

（市長登壇）

○市長

（長尾忠行）

齋藤英仁議員の自治基本条例に関する質問に対して、お答えをいたしたいと思います。

この自治基本条例に関しては、私の認識するところ2001年、いまから13年ほど前に北海道のニセコ町、当時はいま衆議院議員であります逢坂誠二町長が、まちづくり基本条例としてつくられたのが全国に自治基本条例、あるいは住民基本条例として広がったというふうに認識をいたしております。

その大きな目的は、住民自治の原点に基づきまちづくりにおける、当時はニセコ町でありますので、町民の権利、責任を明らかにしていくという、そういうふうなことから制定されたというふうに認識しております。

いわゆる住民の皆さんによる自助、共助、そして行政による公助。いわゆる住民力、行政力が高まることによって、地域力が高まっていくという発想の基に多分つくられたというふうに認識しております。

それが全国に広がって、例えば千葉県流山市でありますと、この自治基本条例と議会基本条例、これを一緒に制定したという経緯もあります。

さまざまな全国各地で動きがありますが、当市では、以前から平川市行政委員連絡協議会などを通じ、住民の皆様の意見・要望を反映させる

よう取り組んでおります。

今年度は、新たに40町会を訪問する「まちづくり懇談会」を開催し、住民の皆様の御意見を伺い、かつ積極的に市政に参画していただいております。

これまでも、行政と住民の役割を分担し、住民主体で取り組む事業については町会長等、地域の代表者をリーダーとして取り組んでいただいております。今後もいままで以上に住民の皆様に活発に参加していただきたいと考えております。

すでに、市民・行政がともに連携・協力し取り組む「協働」については、取り組みが始まっていること、自治基本条例の制定にあたっては、市民と行政、市民と議会との関係に市民参加・市民自治をどう位置付けるかという課題もあることから、引き続き制定の必要性について検討をしてみたいと考えております。

次に、自治基本条例を制定する場合、どのような課題や技術的な問題があるのかというふうなことでございますが、自治基本条例を制定するとなると、かなり時間を要するというふうに見られております。

他市の例をみますと、まず自薦・他薦による検討委員を委嘱して、月1、2回のペースで毎回議題について検討会議を重ね、おおむね1、2年で報告書をまとめます。

その後、法務管理の面からの検討などを踏まえ法案を作成し、議員説明やパブリックコメント等を実施したのち、条例案として制定することとなります。

いままでの例を勘案してみますと、おおむね4年間ぐらいかけて自治基本条例を制定しているところが多いように認識をいたしております。私からは以上であります。

(市長降壇)

18番、齋藤英仁議員。

はい、18番。

市長の言っている自治の進め方、頭にあることは、いまの発言から、それからある程度私的なお話をした時点で、我が市長は今後そういう住民自治とか基本条例とかそういうものは、県議時代も相当経験があるだろうから、恐らくそのいいところは我が市でもやるべきじゃないかと。

というのは、先ほども述べましたけれどもこういう不祥事があって、20人のうち15人までというような、こういう法律でも想定していないような事態が実際に起きたわけありますから、地域の住民はそういうときは解散とか自己解散することによって、選挙は一遍で終わるんじゃないのかというような認識を持っていることから勘案して、私はやっぱり一定のルールをそこへつくっておくことによって、二度とそういうことが起きないだろうというようなことも考えて、いまちょっとお話したわけありますけれども。

○議長

○18番

(齋藤英仁議員)

市長の話聞いてみますと、すでに各地域に足を運んで、各地域で立派なものをやれば市でも応援するんだよと。いまの国の制度と同じようなことはもうすでに、我々の市長は発言していますよね。私はそれを進んで欲しいと思います。

ただ、それを進むだけじゃなくて、ルールづくりをしておかなければいけないから、市長が言ったようにこれ1、2年かかるかもしれない、3年かかるかもしれない。実際に3年かかった自治体も私も話に聞いています。だがそれをいまからやっておくことによって、我が市ではそれだけのことは防げるのかなということを感じていますので、その点はどのようにお考えか、もう一度お願いいたします。

○議長

○市長

(長尾忠行)

市長。

自治基本条例を制定してはいかがか、いわゆる一つのルールづくりとして制定してはいかがかというようなことではありますが、先ほど御答弁いただきましたが、この条例の制定にあたっては市民と行政、市民と議会との関係等についてさまざまな課題もあるように私は思っています。

特にいま地方議会は、二元代表制という中で動いておりますが、この自治基本条例制定をしていく中にあるのは、住民投票、いわゆる市民投票というふうなことも出てまいります。そうすると、いわゆる間接的な民主主義でいま日本の国は動いていますが、それが直接民主主義に移行していく可能性があります。

そのことを踏まえながら、じゃあこれから平川市のあり方が直接民主主義的な、いわゆるすべて住民投票的な考え方でいっていいのかどうか、その辺のところもよく考えていかなければなりません。

その地域によっては、市民参加条例とかあるいは常設型の市民投票を設けるとか、そういうふうなところをやっている市議会というか、市もあります。

ただそのことが、本当に住民自治につながっていくのか。それよりも、そういうルール化、制度化するより、もっとほかの方法があるんじゃないか。そのいいところ、悪いところをもっともっとこれから検討した上で、自治基本条例を制定するという方向であれば、そういうふうな方向に向かっているかなければならないと思います。

私自身は、住民自治という基本というのは変わりません。考え方そのものは、市民の皆さんと行政と、それから議会、これが一体となって平川市をさらに発展させるために、頑張っていかなければならないという思いで、私はその先頭に立って動いていきたいというふうに思っております。

ですから、即、いま議員が言われるように、基本条例をつくったほうがいいんじゃないかという考え方には至っておりません。ただ、ルールの中で、例えば議会の解散に関しては、これは議会の中で先ほど議員が言われましたように4分の3の議員が出席して、5分の4で解散できる

とか。あとは、リコールと言いますか、住民投票の方法っていうのは制度の中でありますので、そちらのほうがないわけでありませんで、そういうことも御理解をいただければというふうに思います。

○議長

18番、齋藤英仁議員。

○18番

(齋藤英仁議員)

議長にお願い一つあるんですけども、市長のほうというよりも、この際ですのでこれにかかわることとして、教育長、教育委員長の考え方をちょっとお尋ねしたいと思いますが、それよろしいでしょうか。

○議長

だれが関係。

○18番

(齋藤英仁議員)

あの教育長と選挙という形でのことをちょっとお尋ねしたいと思うんですが、議長から許しをいただけるのでしょうか。

○議長

教育長に質問、教育長の考え方を聞きたいと。

教育長、なにか。

(「議長、ちょっと私からお尋ねしたい」と呼ぶ者あり)

○議長

18番、齋藤英仁議員。

○18番

(齋藤英仁議員)

というのは、このいまのなぜこういう事態になったかということに
関連して、この選挙制度、この方法で学校教育の中でこの小学校、中学校でこの選挙制度とかどういう過程を踏みながら、義務教育の中で選挙制度とか三権分立とか、そこいら辺のことを教科書の中では小学生、それから中学生どういう形で教えていただいて、それらの子どもたちが世の中に出ていくという過程の中のことを、若干小学校と中学校どういう過程で、これら選挙というものを具体的に教えている現状をちょっとお話いただければありがたいんですが。

(「議長、休憩」と呼ぶ者あり)

○議長

教育長、答弁できますか。

やはり通告外ですので、やはりこの答弁求めるというのは控えてください。

通告に沿った質問をお願いします。

○18番

はい。

(齋藤英仁議員)

○議長

18番、齋藤英仁議員。

○18番

(齋藤英仁議員)

私はいまの話も、最終的には私は議会みんなの考え方、一つの方向になれば、やっぱり基本条例なるものも進めていかなきゃならないんだろうという話をしたわけですけども、これからでも市長と議論しながら、みんなのために進めていきたいこう思いますので、今日のところはこれで終わりいたします。ありがとうございました。

○議長

18番、齋藤英仁議員の一般質問は終了いたしました。

次に、第9席、2番、石田昭弘議員の一般質問を許します。

石田昭弘議員の一般質問の方法は、一括質問方式です。

石田昭弘議員の登壇を許可します。

2番、石田昭弘議員、登壇。

○2番
(石田昭弘議員)

(石田昭弘議員登壇)

2番、9席、新風の会、石田昭弘です。

初めての一般質問ということでもあり、全般に総論的な質問になると思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、平成26年第1回平川市議会定例会で、市長が公約を述べられてから半年が経過いたしました。この間、公職選挙法違反によって議員が辞職し、補欠選挙が行われるなど市民の皆様には、多大なる御迷惑をおかけいたしました。

この点も踏まえながら、1点目としまして、市長から平川市の信頼回復に向けての決意について。2点目として、『産業』の振興について。①農業の6次産業化、商品開発と販売、ブランドづくりについて。②企業の育成について。③企業の誘致について質問させていただきます。

まず1点目といたしまして、市長から平川市の信頼回復に向けての決意について、お聞かせ願いたいと思います。

市長の公約として、「対話と実行」、「透明性と発信力」、「公正・公平」の三つの基本姿勢を軸に、「産業で元気」、「安全・安心・健康で元気」、「人材で元気」、「女性が元気」、「子供が元気」、「高齢者が元気」、「スポーツで元気」、「文化・観光で元気」、「環境で元気」、「市役所が元気」の10項目をテーマとした、元気なまちづくりプロジェクト10を掲げられました。

私は市長のこの提案に賛意をおぼえます。平川市は選挙の買収事件で全国報道となり、先の補欠選挙の動向が全国的に注目を集めた半面、市民の方々の議会に対する不信感は大変なものでした。その表れが投票率39.87%の結果として示されました。

まさに、いま平川市議会は逆境の中にあるといえます。であるからこそ、市民の信頼を取り戻すためにも市長の掲げる「対話と実行」、「透明性と発信力」、「公正・公平」の三つの基本姿勢が非常に重要であると考えています。

実際にまちづくり懇談会で対話を終えた地区の方から、「市長は市民の声に耳を傾けてくれる。」、「要望・意見がすぐに反映された。」などの声を聞かせていただきました。市政の信頼回復に、率先垂範で取り組んでおられる市長の姿に、敬意を表するとともに、市長から改めて平川市政の信頼回復に向けての決意をいただきたいと思います。

次に、2点目として、元気なまちづくりプロジェクト10の中から、第一に掲げている「産業で元気」、「産業」の振興について、①として農業の6次産業化、商品開発と販売、ブランドづくりについて。②として企業の育成について。③として企業の誘致について質問します。

逆境ともいえる平川市、このピンチを逆手にとってチャンスに変える発想こそが、元気なまちづくりプロジェクト10であると私は考えます。

私も平川発元気NO.1として、子供の元気NO.1、若者の元気NO.

1、中高年の元気NO. 1を掲げさせていただいています。この元気の源、核となるものが産業の振興であると思います。

まず、①農業の6次産業化、商品開発と販売、ブランドづくりについて質問いたします。

公約では、「平川市の基幹産業である農業を元気にする。豊富な農業資源を基に6次産業化、農商工連携による商品開発・販売・ブランドづくりを支援していく」としています。

経済産業省によると、「地域ブランド化とは、(Ⅰ)地域発の商品・サービスのブランド化と、(Ⅱ)地域イメージのブランド化を結び付け、好循環を生み出し、地域外の資金・人材を呼び込むという持続的な地域経済の活性化を図ること。」とあります。

青森県の具体例を挙げますと、地域発の商品ブランドでは大間マグロがあります。また観光のブランド化としては、桜とお城の弘前があります。両方とも経済産業省の地域ブランドの定義に合致し、全国的にも知名度が高く、地域産業を活性化させています。

そこで、平川市に置き換えて質問いたします。商品のブランド化の前提として、6次産業化における商品の開発があると思います。現在、どのようなものがあるのでしょうか、教えてください。

次に、先ほど例に挙げた大間マグロのように素材そのもので勝負ができ、かつ、同じ津軽海峡のマグロが獲れる、北海道戸井産の追隨を許さないようなブランドがすでに確立しているものは別格として、日本全国同じような農産物が採れ、地域ブランド化に取り組んでいると思われる中で、ブランドづくりのための原材料、他の市町村とも比較し、平川市の誇れる特産品として何があるのか、もしなければ、何を原資、もととして、これから対応していこうとしているのか。また、どのような商品を現時点でお考えであるのかを質問いたします。

合わせてブランドづくりのためには、PRも欠かせない重要な要素の一つとなっていますので、地域のイメージを上げるための戦略として、今一段のPRの強化をお願いいたします。

全国的に悪いイメージで平川市の名前が広がっています。これを逆手にとって、PRを強化して良いものを打ち出すチャンスに変えていければと思います。

去る、8月14日付の新聞に県産品に対して、全国の主婦1,000人によるアンケート調査の結果が掲載されていましたが、県産品は、素朴、味よい、一方で、PRがいまひとつということでした。

私も他県や、また首都圏から来た方に、「青森県は、自然が豊かで四季が美しい、食べ物もとても美味しい。」と何度も言われました。

これまでにも、各関係機関がPRに取り組んできていることとは思いますが、生産者の努力に報いるためにももう一段の発信力を強め、消費拡大につなげていかなければならないと考えています。

例えば、県内外で行われるフェアへの参加、食品企業やレストランなどへの営業をはじめ、あらゆる機会を利用して、より積極的なPRをお願いいたします。

また、6次産業化からブランドの確立までは、実際に時間がかかると思いますが、人材の育成・登用の観点からも、ぜひ市長をトップとした、農商工連携ともありますので、各課を横断したプロジェクトをつくって対応をしてはいかがなものかと考えます。

柏木農業高校や、尾上総合高校の若い人の柔軟な発想や意見なども取り入れたり、老若男女、農商工連携、オール平川で取り組むことによって農業の6次産業化、商品開発と販売、ブランドづくりが成功し、地域産業の活性化につながっていくと思いますので、御検討をよろしくお願い申し上げます。

続いて「産業」の振興について。②企業の育成について質問いたします。

さて、経済の語源は経世済民、世を経(おさ)め、民を済(す)くうとあるように、経済が豊かであれば解決できる問題はたくさんあります。例えば、子育ての問題や住環境の問題、老後の生活設計など、少子高齢化による人口問題の解決の糸口にもなると考えます。

そのためには、働く場所の確保が重要課題となります。人口の流出を止め、平川市を発展させるためにも、元気で働ける場所をつくっていかなくてはならないと考えます。

しかし、アベノミクスで景気が上向き傾向にあったものが、消費税増税で個人消費・設備投資などが冷え込み、物価が上昇した結果、4月から6月期のGDPの速報値が前期比1.7%減、年率換算で6.8%の減、一昨日、9月8日、内閣府が発表した改定値では、前期比1.8%減、年率換算7.1%減となり速報値が下方修正されました。速報値発表の当初政府は、「駆け込み需要の反動の影響は次第に薄れ、緩やかな景気回復が見込まれる。」との見方を示していましたが、1997年増税時の3.5%減のときですら日本経済に大打撃を与えたことを考えれば、今後、厳しい状況になるものと思われます。

また、さらに10%まで引き上げようとしていますので、企業努力だけでは乗り越えられない恐れが出てくると予想されます。すでに現在において、原材料や燃料が高騰し、産業の米と言われる電気料金の引き上げなど、業績に影響が出ているところも多いと聞いております。

また、最低賃金の改定でこれまでの665円から679円となり、今年の10月24日から施行されます。働く側にとってはとても喜ばしいことではありますけれども、経営という観点からみると、ますます厳しさを増す状況となるように思われます。

そこで、質問いたします。地元の企業が経営不振、経営危機になった場合の救済措置をいまから考えておかなければならないと思います。公

約では、「融資面に加え、経営革新の取り組み支援」とありますので、この点についての具体的な施策をお示しください。

また、合わせて、個人商店、零細企業においても救済策はあるのか、専門的な知識を要するような経営革新の取り組みの相談に対応できる、インキュベーション・マネージャーがいるのかどうか合わせてお聞かせください。

万が一にも倒産などとなったならば、一番の被害を受けるのは会社もさることながらそこにお勤めの方々ですので、市民の皆様の家庭を守り、生活を守るためにも、早め早めに手を打っていかねばならないと私は思っております。

そして、いまできることとして地産地消という言葉もありますように、より積極的に地元を利用する。地元のお店を使い、地元のお店で購入する。市の事業発注にあたっては、地元企業の発注機会を増加させ、雇用の場の確保に結び付けていくとありますので、市並びに平川市民一丸となって、地域経済を守り育てるという認識を持ち、思いを共有化していければと考えています。

最後に、「産業」の振興についての③として、企業の誘致について質問します。

平川市には、尾上工業団地、松崎工業団地があり、また優良な企業も多く、平川市の経済を支えています。今後とも持続継続的に雇用を確保し平川市を発展させていくためにも企業の誘致が必要であると考えます。

そこで、質問いたします。企業誘致に対しての現在の取り組みと、今後の見通しについて教えてください。

特に、企業誘致のために受け入れ側の環境整備が欠かせないと思いますが、8月に両工業団地を見てきた限りでは、用地はすでにいっぱいのようにも見受けられました。拡幅、拡充にあたっては、いろいろな規制で縛りがあるので簡単にいかないことも、十分知っております。

また、今後の景気動向を勘案すると企業側の経営も厳しさを増し、新規の事業展開や経営規模の拡大ということも難しくなっていくことが予想されます。

しかし、その中であつても好況をキープする企業はありますので、センサーをはって企業の誘致を積極的に行っていただきたいと思います。例えば、政府の成長戦略にロボット革命とありますので、ロボット関連の企業誘致は可能であると思います。また、世界の人口増加を考えたとき、食糧問題がありますので食糧関係の企業も考えられます。植物工場や無洗米工場なども一つのトレンドである思います。

また、誘致に関連する市の広報活動として、ネットに平川市企業立地ガイドがありますけれども、8月27日時点で2010版以降、更新がなされていないのではないかと思われれます。もし仮に内容に変更があった場合には、速やかな御対応をお願いいたします。

ささいなことだと思われるかもしれませんが、企業側からすれば受け入れ側の本気度がみられますので、ぜひともこの点は改善をお願いいたします。

経営資源として、人・もの・金・情報があります。それをいかに短時間に組み合わせていくかで発展の速度が変わってまいります。特に現代は、時間が勝負となっています。経営資源に時間も加わっておりますので、新しくなったもの、変更があったものは速やかに情報として発信する必要がありますので、ぜひともこの点よろしくをお願いいたします。

以上、1点目といたしまして、平川市の信頼回復に向けての決意について。2点目として、公約の『産業』の振興について。①農業の6次産業化、商品開発と販売、ブランドづくりについて。②企業の育成について。③企業の誘致について質問いたしました。御答弁をお願いいたします。

(石田昭弘議員降壇)

○議長

ただいまの質問に対し、理事者の答弁を求めます。

市長、登壇。

(市長登壇)

○市長

石田議員の御質問にお答えをいたします。

(長尾忠行)

私の公約である三つの基本姿勢について、御賛同いただいたことに感謝を申し上げたいと思います。

私は、公正・公平に市政を運営することはもちろんであります。市民との対話を重視し、市政の透明性の確保と情報発信をしっかりと行っていきたいと考えております。

その取り組みの一環として、まちづくり懇談会を週一回のペースで開催し、お互いの理解を深めるとともに、それぞれの地域が抱える課題の解決に向けた意見交換を行っているところであります。

職員とともに誠心誠意、市民本位のまちづくりに取り組むことが、信頼回復にもつながるものと考えております。

また、リンゴをはじめとする質の高い物産、世界一のねふたや盛美園などの見どころ、そして癒しの温泉など、平川市が持っている産業や観光、伝統文化などの地域資源を広く全国に発信して、イメージアップ向上につなげてまいりたいと思います。

次に、「産業」の振興についてであります。

議員のほうから、このピンチをチャンスに変えてほしいというふうなお話がありました。かつてのイギリスの首相であります、チャーチルはネガティブな人間は、チャンスの中にピンチを見出す。ポジティブな人間は、ピンチの中にチャンスを見出す。というふうなことを言っておられます。

私も、このピンチと言える状況の中にあって、チャンスを見出すようなポジティブな物の考え方をしていきたいなというふうに思っております。

御質問の農業の6次産業化についてであります。6次産業化、商品開発と販売ブランドづくりについてお答えをしたいと思います。

まず、1点目でございますが、6次産業化による商品の開発で市がかかわっているものとしたしましては、6次産業化法に基づく国の認定を受けた3事業者に対し、施設整備に係る国補助へのかさ上げを市単独で実施しております。

3事業者ではこの補助金を受け、米粉パンの製造販売、乾燥リンゴの製造販売、トマトピューレの製造販売などを行い、6次産業化を進めております。

また、認定を受けていない事業者につきましても、県で主催しているABC（あおり食品ビジネスチャレンジ）相談会に6事業者が参加し、商品開発や経営診断等について相談を受けており、県と連携して市職員も同席し、市の事業を紹介しているところであります。

2点目でございますが、ブランドづくりで現在取り組んでいますのは、新聞等で御承知かと思えます津軽の桃でございます。津軽の桃につきましては、テレビ、新聞等で特集されるなど、リンゴとの複合経営に合う作物として注目されております。

JA津軽みらいが主体となって取り組んでいるところであり、生果のほか、ピューレやシロップ煮などの一次加工品を活用した商品もあり、市内事業者から販売されているところであります。

その他、市内の農業者が、特徴的な生産から販売の仕組みへの支援を行う農産物ブランド化支援事業を実施しております。

昨年は、リンゴの栽培から販売までを行っている事業者に対して、販売計画の作成やマッチングなどの支援を行い、都内高級青果店へ生果とジュース、その他加工品の出荷が始まっております。

ブランドづくりにおいては、地域全体でブランドを作る方法と、個々の魅力を発信させながら地域を盛り上げていく方法の2点があり、どちらも重要であると思っております。

御質問の3点目ですが、地域のイメージを上げるための戦略として、PRの強化を行うことはとても重要なことであると私も考えます。

一方で、首都圏の食品企業やレストランなどとの交渉においては、品質の統一や市場ニーズに合う、一定した出荷数の必要があるなど、さまざまな障害を取り除く必要があると思われまます。

いずれにいたしましても、市内各機関が連携した体制をもってPRしていく必要があるものと思われまますので、議員の御提案のことも含め検討してまいります。

最後の4点目でございますが、これまでも農協や加工業者などによる一次加工の製造販売を行っているところであり、また農林課と商工観光課が連携して、事業者の商品開発に対する支援なども行っているところであります。

今後も豊富な農産物を活用し、平川市食産業の活性化が図られる体制づくりを進めてまいりたいと思っておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、企業の育成についてであります。

私はこれまでも、地元企業の育成をし雇用の確保をしてまいりたいというふうなことで取り組んでまいりました。

個人商店、零細企業を含めた中小企業関係の事業といたしまして、融資面では、貸付原資の一部預託により、利率抑制を行っている平川市特別保証制度、その融資を利用した場合に発生する信用保証料を全額補給する特別保証料補助金、また、利子について、1%を最大12カ月間助成する利子助成補助金を実施しております。加えて、本年度から、青森県特別保証融資制度である未来を変える挑戦資金の貸付メニューの一部と連携し、保証料を補助することで事業者の負担を軽減し、経営の支援を図っております。

経営革新の取組支援については、新商品の開発などを支援する平川市地域元気支援補助金、中小企業者が持つ独自の技術・製品の新規需要開拓を目的として、県外の商談会への出展に要する経費の一部を助成する平川市商談会等出展事業補助金等があります。また、国、県などの補助事業も活用し、支援策を行っているところであります。

今後も商工会と連携しながら、市内中小企業・小規模企業への経営支援強化に努めてまいります。

また、インキュベーション・マネージャーについては、平川市には現在おりません。公益財団21あおもり産業総合支援センターを紹介し、担当インキュベーション・マネージャーにより企画の段階から起業まで伴走してサポートしていただくことができます。

当市の企業においては、県のコーディネーター派遣事業により、経営の課題解決、経営の安定化、新商品開発など、アドバイス支援を活用いただいております。

最後に企業の誘致についてであります。

ロボット関連企業とか、食料関連企業の誘致をしてはいかがかということですが、この企業誘致及び立地に対しましては、合併後に8工場の新設・増設等を進めてきております。

現在は、木質バイオマス発電事業が平成27年10月開業予定で進められております。これにより、未利用材の有効活用、雇用創出、林業の活性化など、地域経済活性化が期待されているところであります。

平川市を発展させるためには、企業誘致はぜひとも必要であります。今後もその都度、関係機関と協議しながら、企業誘致及び立地を推進してまいりたいと考えております。

また、平川市の魅力を十分発信できるようなホームページの更新も含め、PR活動を積極的に行える環境を整えてまいりたいと思っております。

すので、どうかよろしくお願いを申し上げまして、御答弁とさせていただきます。

(市長降壇)

○議長

2番、石田昭弘議員。

○2番

(石田昭弘議員)

まず最初に、市長の決意を受けまして、私も市民の声を真摯に受け止めながら、これから襟を正し、市政の健全化、そして平川市発展のために頑張ってまいりたいと思います。

この平川市、この言葉の語源であります、「清らかに、水のように途絶えることのない平川市の発展」、これをぜひとも願って、これから頑張ってまいりますのでどうぞよろしくお願いをいたします。

そしてまた、質問といたしまして、2点目の「産業」の振興、①の農業の6次産業化、商品開発と販売、ブランドづくりについて、御質問させていただきます。

先ほど市長のほうから特産品としまして津軽の桃、このお話がございました。私も、この月刊雑誌を見させていただきました。さっそく市内のお店にも行って、スイーツも食べさせていただきました。大変おいしかったです。

そういうことでもっていま平川市は、テレビや新聞、月刊誌等でもってこの桃の特集がされておまして、大変明るいニュースを県内に発信していただいております。本当にありがたいと思っております。

そこでもって桃に関してなんですけれども、平成25年度の桃の収穫量といたしまして全国の第1位は山梨県の31%、第2位が福島県の23%、長野県3位で12%、以下、和歌山県、山形県、岡山県と続いております。

このデータを見る限りでは、後発の青森県平川市の津軽の桃、収穫量を上げて、ブランド化するためにはまだまだ努力が必要だと思いますけれども、しかし、平川市にはリンゴで培ってきた知恵と経験、技術がありますので十分これに対しては、今後将来的にはすばらしいものとなっていくと確信しております。

そこでもって質問の内容としましては、この津軽の桃に関して商標登録はしているのかどうかですね、この点を伺いたいと思います。

ブランド化のづくりのためには、地域のイメージがとても大事になってまいります。この津軽という名前は、全国的にもよく知られております。歌や小説にも出てまいりますので、なじみも当然ありますし、ただし、この平川市という地域を特定するものではございませんので、広く使われる恐れがありますので、事前にこの平川市における津軽の桃の商標登録をお願いしたいと思いますけれども、この点はいかがなものでしょうか、ぜひお答え願いたいと思います。

○議長

経済部長。

○経済部長

(奈良 進)

まず津軽の桃の事業を主体的にどこが進めているかとなりますと、これインシュアティブをとって進めていただいているところが、J A津軽

みらいであります。彼らと一緒に、今現在、津軽の桃のデザインマーク等については決まっておりますが、商標登録を取るまではっておりません。

また、同じく似たような制度で、地域団体商標の認定制度がございます。これらにつきましても、例えば地域を代表するリンゴが、平川市特に唐竹地区、それから広船地区では農水大臣賞を頻繁に受賞しておりますので、これらを桃と同じように地域ブランドとして取り組めないかと。ということで画策しております。

前段の御質問の津軽の桃につきましては、いま一度農協とちゃんとした商標登録がこれ絶対必要だと思いますので、その方向で進めてまいりたいと思います。以上です。

○議長

○2番

(石田昭弘議員)

2番、石田昭弘議員。

ぜひよろしく願いいたします。

すでにまた、この平川市だけではなくて、他地域においても桃がいま出荷されておりますので、先手を打ってぜひともこの商標登録をお願いして、ブランド化の一翼としていただければありがたいと思いますので、ぜひともお願いいたします。

そして、二つ目としまして、元気なまちづくりプロジェクト10の理念にも合致するんですけれども、元気の象徴として商品開発からブランド化そしてPRまでを含めた、市長をトップとした「平川市・元気ブランド・プロジェクト」なるものをつくってみてはどうかということを私は考えております。

先ほども述べたように、幅広い層の方からいろんな意見を聞いて、またそれをいかしていくことによって、参加型の、また全員巻き込み型のいい流れができてまいりたいと思いますので、イメージアップとブランドづくりの中心的役割を果たすような、このような市長をトップとした、またプロジェクトいかななものかと思っておりますので、この点よろしく願いいたします。お考えのほういかなものでしょうか。

○議長

○市長

(長尾忠行)

市長。

いま石田議員のほうから、私をトップとしての平川市元気プロジェクトなるものをつくってはいかがかという御提言いただきました。

私自身も、市民の皆さんとともに、また先ほども申しあげましたように、市民の皆さん、行政、議会と一緒にしながら、元気な平川市を発信してまいりたいと思っておりますので、その元気プロジェクトなるものがどういう形でできるのか、これから検討させていただきながら、前向きに考えてまいりたいと思います。

○議長

○2番

(石田昭弘議員)

2番、石田昭弘議員。

楽しみにしておりますので、ぜひともよろしく願いいたします。

そこでもってまた、商品開発に関して、これもまた私の案なんですけれども、こういうものも考えられるのではないかというものを少し挙げ

させていただきます。

例えば、いま津軽の桃がこれからまた加工して売り出しをしていこうという流れになると思いますし、現実にお店でも商品開発して市場に出しております。一つの例としまして、弘前ではアップルパイがとても有名です。県内外から、弘前のアップルパイを求めに来られる方もおりますし、先だつてはテレビにも報道されました。

これに変わって対抗といたしまして、例えば「平川のピーチパイ」、または「平川のピーチタルト」というものを各お店がつくって、出してみたいかかなと思います。

相乗効果でもって、また平川のこの桃がクローズアップされていくんではないかと思しますので、この点をまた一つ案として考えております。

そしてまた先日、小野敬子議員が「ふるさと納税活用による、特産品の宣伝活動について」を質問されたことに対して、市長が答弁で成功事例を挙げた中に、気球に乗る、またお城の石垣の整備事業に参加するなど、特産品プラス参加型のものがありました。

これが結構ふるさと納税においては効果がある。このようなお話をいただきました。これを一つのヒントとして、私もまたこのブランド化に向けての考え方、またPRに向けての考え方として、例えば平川市のPR大使などになっていただくこともできるのではないかと思います。

特産品や観光施設などを紹介した、手帳サイズの「平川市PR・大使パスポート」、また平川市の「キャラクターのバッジ」、「特産品キャラクターの入った名刺」などをつくって、平川市の良さを全国に知っていただくための活動に協力していただくと。このようにふるさと納税の方に、また協力していただくことも可能ではないかなと思います。

さらにはもう一歩進め、マーケティングも担っていただくと。消費者ニーズや意見、アイデアもそこから集めていただいて、商品開発にいかすと。さらにはまた商品ができたら、またその方に今度送って差し上げて味わっていただく。また講評いただいて次の商品にいかしていく。

そうすることによって、この平川市の商品が日本全国に行きわたっていくような、このイメージをもっていますので、こういう取り組みがまたあってもよろしいのではないかと思います。

このように一環した、いろんな方々が参加することによって好循環ができていって、この平川市の産業が発展していくと。このようになっていくのではないかなと考えています。

また特にふるさと納税をされる方は、郷土愛が非常に強い方だと思いますので、積極的に平川市がよくなるように大使として認定していただければ、またよい、また仕事をしていただけたと思いますので、これまた一つの案として考えられるのではないかなと思います。

いま言ったようにこのようなことをできれば、プロジェクトでもってブレインストーミング的な発想でもって意見をどんどん出していただい

て、平川市発展、また平川市の元気の源にしていただければと思いますので、この点に関して市長はどうお感じか、いまの意見に対してまた少し感想を述べていただければありがたいと思います。

- 議長
- 市長
(長尾忠行)

市長。

石田議員からは、さまざまな御提言をいただきましてありがとうございます。

いまいただいた御提言を庁内で検討させていただきまして、どういう形でそういうふうな、例えば大使に関しましても、じゃあどういう人たちにそういうふうな平川市をPRする大使、ふるさと納税を納めている方というようなお話もございましたが。

その辺のところも含めながら、平川市をどういう形で発信していけるのか。その元気プロジェクトの中にどういうふうに取り入れていくことができるのか、その辺のところを検討させていただきながら、これからぜひともいただいた御意見を参考にさせていただいて、進めてまいりたいというふうに思っています。いい御提言、ありがとうございます。

- 議長
- 2番
(石田昭弘議員)

2番、石田昭弘議員。

PR大使に関しては、ちまたでは有名人の方とかなっていらっしゃいますけど、民間の方でも私はよいのではないかと思います。そのほうがかえって裾野が広がっていくと思いますので、ふるさと納税、また実際にこの平川市にお住まいの方にもなっていて、どんどんどんどんPR活動に参加していただくようなものがあつたら、より一層盛り上がっていくのではないかなと考えますので、どうぞその点、またお考えいただければと思います。

さて、続きまして②の企業の育成について質問いたします。

会社経営に関しましては、生き馬の目を抜くと言われるほど厳しいと言われております。

会社の規模が大きなところでは、自衛手段として経営コンサルタントなどがいて、対策を講じていると思いますが、小さい会社とか、個人経営のところはなかなかそれもままならないと思います。

特に経営にあたっては資金繰りの問題が一番にありますので、先ほどお聞かせいただきました融資面で大分充実しておりますので、この点の活用はぜひともしていただけるように、もっともっとうち出ししていただければありがたいと思います。

実際には、この融資を受けている企業、会社、個人としてどれくらいあるのかどうか、使われている状況というのはどんなものか、お聞かせ願いたいと思いますのでお願いいたします。

- 議長
- 経済部長
(奈良 進)

経済部長。

平川市が関与している、市単独で関与している3資金、それプラス県の資金に先ほど市長が答弁いたしましたとおり、信用保証料等の助成で関与しているものが2資金ありますが、この県の制度のほうにつきまし

ては私たちまだ数字は確認してございませんが、市が単独で関与しているものにつきましては、270件ほど年間あります。

平川市が、もともと貸し付けの原資となるべく額は3,800万円からスタートしました。この時には利率2.6%ぐらいであります。これをいろいろ、信用保証協会と協議を進めている上で1億円に増やし、貸付利率を減らす。

今現在は、3億円を原資金としてみてまして、いま利率が平均1.9%です。そのうちの1%は、1年間であります。市が補助いたしますので、非常に運転資金としても使いやすいく。青森県でも一番使いやすい制度としていま認識されているようでございます。

このような事業につきましては、今現在8割ぐらい。3億円の原資がありますと、これの4倍程度まで使えますので、利用できる事業者さまが全部でいま270ぐらいですから、全資金のうちの8割ぐらいまでは対応できます。まだまだ、あと2割ぐらいはできるというような状況になっております。

○議長

○2番

(石田昭弘議員)

2番、石田昭弘議員。

実際に私もこれを見させていただきましたけれども、非常に利率も低くて使い勝手がいいと思いますので、ぜひともまた知らない企業の方とか会社、個人の方もいらっしゃるかとは思っていますので、この点をまたお伝えしていただければと思います。

この融資に関しては、経営の手堅さや将来性などの考慮もあると思いますけれども、くれぐれも晴れの日に傘を貸して、雨の日には傘を取らないように、ぜひともしっかりとサポートしていただければ結構だと思いますので、ぜひともよろしく願いいたします。

さて、続きましてこの融資に加えて経営革新の取り組み支援について、参考例として一つ挙げさせていただきたいのが、青森・八戸・弘前、先ほどの市長のほうからおっしゃっていただきましたけれども、総合支援なるセンターもあると言っていましたけれども、実際、私も弘前のほうのひろさきビジネス支援センターのほうに行ってみました。

土手町のコミュニケーションプラザ棟2階に、平成25年4月に開設しております。ここに青森県中小企業団体中央会の職員が常駐するとともに、毎週水曜日にインキュベーション・マネージャーが来て、アドバイスをいただけるような体制をとっております。

相談としては、設立の趣旨から創業したい人、起業したい人が中心となると言っておりましたけれども、経営に関する相談にも応じてくれると言っていました。

この施設は弘前市としての事業ですので、本来であれば弘前市にお住まいの方が対象になりますけれども、平川市在住の方も平成25年4月から平成26年、今年の6月の間に来所5人で起業した方が1人。また相談件数8件で、起業した人の相談件数が2件あったと聞いております。

平川市にも相談窓口はあると思いますけれども、専門の知識が必要で
すし、また資格を持った方も先ほどの質問ではないとおっしゃっており
ますので、ぜひともまた丁寧な対応していただければと思いますので、
実際にこの相談窓口はあるのでしょうか。この点についてお聞かせいた
だきたいと思います。

○議長
○経済部長
(奈良 進)

経済部長。

平川市では、商工観光課が対応しております。ただ、インキュベーシ
ョン・マネージャーが実施するような相談の受付の業務は、スタッフと
してはおりませんので、先ほど市長が答弁申しましたとおり産業総合支
援センターの職員が来ていただいて、アポイント取っていただければ無
料で利用できるわけですから、これは可能であります。

また、県内の40自治体の中で、これを直接各自治体で置いているとこ
ろというのは非常に少のうございましてですね、資格者につきましてち
よっと調べてみましたところ、三沢市と青森市にこの有資格者、認定さ
れた方がいらっしゃいますが、残念ながら両氏とも担当課には存在して
いないと。他の部、商工労働部以外の課に所属していらっしゃるという
ことで、そのような活用はやっぱり商工会联合会、もしくは21あおもり
産業総合支援センター等で、非常に使いやすい制度ですので、来ていた
だいて利用しているというのが、各市町村の状況であります。

○議長
○2番
(石田昭弘議員)

2番、石田昭弘議員。

ありがとうございます。

実際に企業を経営されている方々は、まず責任も重く、また孤独にな
りがちですので、相談窓口としていろんなやりとりができるような体制
づくりをこれからまた一つよろしくお願ひしたいと思いますので、ぜひ
ともまたこの点も考慮いただければと思います。

できればまた、可能であればですけども、弘前市などと連携した体
制づくりもまたあり得るのでないかと思ひますので、商業圏としまして、
平川市、また弘前市が一体となっておりますので、この点をまた一つ考
えていただければありがたいかなと思ひます。

続きまして最後の質問となりますけれども、先ほど企業誘致に関しま
して木質バイオマス発電プラント、これが来年の10月、本格操業をされ
るという話を伺いました。非常にありがたいと思ひます。約90名規模の
新規の雇用が見込まれるということでもって、非常にありがたいなと私
は考えております。

また、平川市には今現在でも優良な企業が数多くございます。9月4
日県の支援事業である「レッツBuyあおもり新商品事業」で、平川市
の株式会社ジョイ・ワールド・パシフィックと、光城精工有限会社の2
社が開発した商品が認定されております。

また、株式会社日本マイクロニクスにおいては、グエラテクノロジー
株式会社と共同で、これまでの化学電池と異なる量子技術による二次電

池の開発に成功し、製品化に向けて準備を進めているとアナウンスもされています。

いまバッテリーとして広く使われているのがリチウムイオン電池でありますけれども、これに比べますと、発熱、発火の熱暴走もしない。また1万回以上の充放電を繰り返しても劣化しない。急速充放電が可能。そしてなんとといっても希少金属を使わないと。

このような革命的なバッテリーであると、世界的に注目を集めております。これによって、飛行機のバッテリー発火事故、これも心配がなくなりますし、また、携帯電話、さらには電気自動車も飛躍的に性能が向上してまいるとこのように予想されます。

幅広い分野でもって活用が期待されていますので、すごい技術がこの平川市の企業として世界に発信していける。これは非常にすごいことだと私はつくづくと感心いたしました。心から応援するとともに、また今後の発展繁栄を願っております。

このような事例にありますとおり、外部環境が厳しい中においても、未来の動向を見据えて企業努力を重ねているところもありますので、質問の繰り返しにはなりませんけれども、誘致する側もぜひとも努力を惜しまないで、そういうふうな優良な企業を誘致するように、ぜひとも御努力をお願いしたいと思います。

平川市発展の要は、産業の振興にあると思います。子どもから御年寄りまで安心して生活し、暮らしていくためにも経済的基盤は必須となります。稼ぐ力が平川市の元気推進のエンジンになってまいりますので、より積極的な企業の誘致に向けてのお取り組みを再度お願いいたします。

この点につきまして、もう一度できますれば御答弁いただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長

○市長

(長尾忠行)

市長。

石田議員申されるとおり、企業が元気になることによって雇用の場はもちろん増えてまいります。特に人口減少社会にあつて、これは自然減はそうありますが、社会減、いわゆる学校卒業したお子さん方が県外、あるいは他市町村へ出ていく、これはいわゆるその地域に職場がないからというふうなことで、私自身もいま進めている雇用の充実というようなことに関しては、そういうふうな市内にある会社がさらに発展して雇用の場の確保となるとともに、これは会社のみならず1次産業にしても、それに関連する2次産業、3次産業にしても、そっから6次産業化というのは出てきておるわけではありますが、そういう意味での雇用の場というのは非常に大事だというふうに思っています。

御指摘がありましたマイクロニクス、それから光城精工さん、それからJWPさん。それ以外でもさまざまな会社の方々が、新たな商品開発を行っております。

先般、レッツ青森に関しては、光城精工さんのLEDの街灯の電灯と、

それからJWPさんのシーカメラかな、園地にカメラを置くことによっていわゆる携帯等でも全部その状況を見ることができるとい、そういう画期的な開発をしている会社もありますので、ぜひともそういう会社の皆さんにもまた支援はしていける分はしていかなければならないと思います。

新たな企業の誘致に関しては、これは必要だとは思いますが、いま開発に関しては農水省あたりでは、進出企業のまずリストをつくっていかないと開発をさせないというところがあります。

前みたいな工業団地を大きくつくっていく場合には、そういうところもネックにありますので、さまざまな形での、どういう形で進出企業が来やすい状況をつくれるのか、これからもまた協議しながら、できるだけ他の企業の皆さんにもこの住みやすい平川市に企業に来ていただいて、関係する皆さんも住んでいただけるような、そういうふうな状況をつくれればなおさらだと思いますので、鋭意進めてまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○議長

2番、石田昭弘議員。

○2番

市長からの丁寧な御答弁、本当にありがとうございます。

(石田昭弘議員)

先だって猿賀小学校統合40周年の機会に、市長が子どもたちに、「この平川にはすばらしい企業がたくさんあるんですよ。ですから、しっかりと学んでいってくださいね。」という言葉をいただいております。

将来の子どもたち、未来の若者たちに向けても、この企業のあり方というふうなものは本当に大事ですので、どうか平川市の企業を守り育て、また発展させていくように、御支援のほどよろしくお願い申し上げます。

以上をもちまして、私の質問は終了いたします。ありがとうございます。

○議長

2番、石田昭弘議員の一般質問は終了いたしました。

本日の日程は、すべて終了しました。

次にお諮りします。

会期日程表のとおり11日、12日は決算特別委員会開催のため、本会議を休会にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、11日、12日は決算特別委員会開催のため、本会議を休会とすることに決定しました。

決算特別委員会におかれましては、付託された案件の慎重審査をお願いいたします。

次の本会議は16日午前10時開議としますので、よろしくお願いいたします。

本日はこれをもって散会します。

午後0時34分 散会